

2025年

居宅介護事業者補償制度加入依頼書①

公益社団法人 全国老人保健施設協会 行

加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

加入依頼日 20 年 月 日

ご加入に
際して

私と被保険者全員は、以下①～④の事項について確認・同意のうえ、保険契約者である団体に対して加入を依頼します。

①私が保険契約者である団体の構成員であること、②重要事項説明書の内容、③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容、④パンフレット記載の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容

Ⅲ-2.感染症補償制度(オプション)に加入する場合、当事業者は契約期間の開始日を発効日とする「感染症補償規程(本制度加入事業者用)」を実施します。

☆ご加入事業所(記名被保険者)	事業所住所	〒 都 道 府 県	
	事業所名	カナ	
	代 表 者	カナ	役職 氏名
		私は「ご加入に際して」を確認し、保険契約者である団体に対して加入を依頼します。 印	
	正 会 員 老 健 名	カナ	正会員老人保健施設名
保険担当者 役職・氏名	カナ	保険担当者役職 保険担当者氏名	
保険担当者連絡先	☐ 事業所 ☐ 施設 ☐ 設置法人 ☐ その他	住 所	〒 都 道 府 県
		名 称	カナ
		E-mail	
		メールマガジンの配信を希望しない場合はチェックを入れてください。 ☐	

加入依頼書②

補償開始希望日 20 年 月 日

↓ 加入する制度に☑

事業者プラン	☐ I. 居宅介護支援事業者賠償事故補償制度 ☆ ④ 人 介護支援専門員登録者数 ※ 居宅介護支援事業所の登録介護支援専門員の人数。在宅介護支援センター 地域包括センターの場合は全職員数 ↓ 1～3名まで 1事業所年間 3,600円 + 4名以上の場合 1名増につき年間 ☆ ④ { 600円 × (人 - 3名) } × $\frac{\text{加入月数}}{12\text{カ月}}$ = 保険料 0円 (10円未満四捨五入、10円単位)																																			
	☐ II. 居宅サービス事業者賠償事故補償制度 ☆ サービス事業内容 (該当する居宅サービスにチェック。介護予防を行っている場合は介護予防欄にもチェックを入れてください) <table border="1"> <tr> <th>居宅サービス</th> <th>介護予防</th> <th>居宅サービス</th> <th>介護予防</th> <th>居宅サービス</th> <th>介護予防</th> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐ 訪問介護</td> <td>☐</td> <td>☐ 福祉用具貸与</td> <td>☐</td> <td>☐ 認知症対応型共同生活介護</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐ 訪問入浴介護</td> <td>☐</td> <td>☐ 福祉用具販売</td> <td>☐</td> <td>☐ 地域密着型特定施設入居者生活介護</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐ 通所介護</td> <td>☐</td> <td>☐ 夜間対応型訪問介護</td> <td>☐</td> <td>☐ その他 ()</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐ 短期入所生活介護</td> <td>☐</td> <td>☐ 認知症対応型通所介護</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐ 特定施設入居者生活介護</td> <td>☐</td> <td>☐ 小規模多機能型居宅介護</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	居宅サービス	介護予防	居宅サービス	介護予防	居宅サービス	介護予防	☐	☐ 訪問介護	☐	☐ 福祉用具貸与	☐	☐ 認知症対応型共同生活介護	☐	☐ 訪問入浴介護	☐	☐ 福祉用具販売	☐	☐ 地域密着型特定施設入居者生活介護	☐	☐ 通所介護	☐	☐ 夜間対応型訪問介護	☐	☐ その他 ()	☐	☐ 短期入所生活介護	☐	☐ 認知症対応型通所介護			☐	☐ 特定施設入居者生活介護	☐	☐ 小規模多機能型居宅介護	
居宅サービス	介護予防	居宅サービス	介護予防	居宅サービス	介護予防																															
☐	☐ 訪問介護	☐	☐ 福祉用具貸与	☐	☐ 認知症対応型共同生活介護																															
☐	☐ 訪問入浴介護	☐	☐ 福祉用具販売	☐	☐ 地域密着型特定施設入居者生活介護																															
☐	☐ 通所介護	☐	☐ 夜間対応型訪問介護	☐	☐ その他 ()																															
☐	☐ 短期入所生活介護	☐	☐ 認知症対応型通所介護																																	
☐	☐ 特定施設入居者生活介護	☐	☐ 小規模多機能型居宅介護																																	
職員補償プラン	☐ III-1. 業務災害補償制度 1名あたりの年間保険料 ☐ A型(業務上のみ補償) 890円 または ☐ B型(業務上及び通勤途上を補償) 1,270円 ☆ 職員数 名 × $\frac{\text{加入月数}}{12\text{カ月}}$ = 保険料 0円 (10円未満四捨五入、10円単位)																																			
	☐ III-2. 感染症補償制度 (オプション) 必ず上記の業務災害補償制度A型もしくはB型とセットでご加入ください 1名あたりの年間保険料 250円 × ☆ 職員数 名 × $\frac{\text{加入月数}}{12\text{カ月}}$ = 保険料 0円 (10円未満四捨五入、10円単位)																																			
	☐ IV. 職員傷害見舞金制度 1名1口あたりの年間保険料 2,640円 または 天災危険補償特約付き保険料 3,090円 ☆ 職員数 名 × $\frac{\text{加入月数}}{12\text{カ月}}$ = 保険料 0円 (10円未満四捨五入、10円単位) ※ 中途加入の場合、保険料は取扱代理店全老健共済までお問い合わせください。																																			
利用者見舞金制度	☐ V. 通所・入所型居宅サービス事業者用 利用者傷害見舞金制度 ☆ サービス事業内容 (該当する居宅サービスにチェック。介護予防を行っている場合は介護予防欄にもチェックを入れてください) <table border="1"> <tr> <th>居宅サービス</th> <th>介護予防</th> <th>居宅サービス</th> <th>介護予防</th> <th>居宅サービス</th> <th>介護予防</th> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐ 通所介護</td> <td>☐</td> <td>☐ 認知症対応型通所介護</td> <td>☐</td> <td>☐ 地域密着型特定施設入居者生活介護</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐ 短期入所生活介護</td> <td>☐</td> <td>☐ 小規模多機能型居宅介護</td> <td>☐</td> <td>☐ その他 ()</td> </tr> <tr> <td>☐</td> <td>☐ 特定施設入居者生活介護</td> <td>☐</td> <td>☐ 認知症対応型共同生活介護</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	居宅サービス	介護予防	居宅サービス	介護予防	居宅サービス	介護予防	☐	☐ 通所介護	☐	☐ 認知症対応型通所介護	☐	☐ 地域密着型特定施設入居者生活介護	☐	☐ 短期入所生活介護	☐	☐ 小規模多機能型居宅介護	☐	☐ その他 ()	☐	☐ 特定施設入居者生活介護	☐	☐ 認知症対応型共同生活介護													
居宅サービス	介護予防	居宅サービス	介護予防	居宅サービス	介護予防																															
☐	☐ 通所介護	☐	☐ 認知症対応型通所介護	☐	☐ 地域密着型特定施設入居者生活介護																															
☐	☐ 短期入所生活介護	☐	☐ 小規模多機能型居宅介護	☐	☐ その他 ()																															
☐	☐ 特定施設入居者生活介護	☐	☐ 認知症対応型共同生活介護																																	

合計保険料は申込締切日までに指定口座に着金するよう郵便局払込取扱票か銀行振込みで送金ください。(保険料着金を確認できない場合、補償開始が出来ません)

合計保険料

円

本紙右面の告知書をご記入の上ご提出ください。

※ 本加入依頼書をご記入後コピーをとり、お客様控としてお手元に保管してください。

振込予定日 20 年 月 日

2025年

全 老 健
正会員番号

事務
処理欄

加入
番号

居宅介護事業者補償制度 告知書

公益社団法人 全国老人保健施設協会 行

記入日 20 年 月 日

居宅介護事業者補償制度にご加入の場合は、加入依頼書提出時にこの告知書を必ずご提出ください。
(告知書のご提出がない場合は、保険金のお支払いができないことがありますので、ご注意ください)

告知事項記載欄…ご加入の制度について、以下の質問にお答えください。

(居宅介護事業者補償制度以外で個別に契約されている保険での受領歴・請求歴がある場合は、詳細をご記入ください。

無い場合は「いいえ」をご選択ください。)

※過去保険金の受領歴・請求歴については、この制度での受領歴・請求歴を除きます。

I. 居宅介護支援事業者 賠償事故補償制度 II. 居宅サービス事業者 賠償事故補償制度 (居宅介護事業者 賠償責任保険)	★1. 居宅介護支援・居宅サービス事業者 賠償事故補償制度で補償の対象とな る危険について、過去5年以内に損害 賠償請求を受けたことがありますか。(※1)	はい・いいえ	左記1.または2.のいずれかが「はい」の場合は、損害賠償請求お よびその原因となる事実についての具体的な内容を下記にご記 入ください。
	★2. 居宅介護支援・居宅サービス事業者 賠償事故補償制度で補償の対象とな る危険について、将来損害賠償請求 を受けるおそれのある事実がすでに発 生していることを知っていますか。(※1)	はい・いいえ	
	★3. 他の同種の保険契約または共済契約 がありますか。(※2)	はい・いいえ	左記3.が「はい」の場合はその具体的な内容をご記入ください。 ・会社名 ・保険等の種類 ・満期日 ・支払限度額
III-1. 業務災害補償制度 (労災総合保険 「法定外補償保険」)	★ 他の同種の保険契約または共済契約が ありますか。(※2)	はい・いいえ	同種の契約がある場合、ご記入ください。 ・会社名 ・保険等の種類 ・満期日 ・支払限度額
	災害補償規定がありますか。	はい・いいえ	「はい」の場合は写しをご提出ください。

Ⅲ-2. 感染症補償制度 (約定履行費用保険)	★ 他の同種の保険契約または共済契約がありますか。 ^(※2)	はい・いいえ	同種の契約がある場合、ご記入ください。 ・会社名 _____ ・保険等の種類 _____ ・満期日 _____ ・支払限度額 _____
Ⅳ. 職員傷害見舞金制度 (総合生活保険(就業中のみの危険補償特約付帯傷害補償))	★ 他の保険契約等がありますか。 ^(※2)	はい・いいえ	【他の保険契約等がある場合、具体的な内容をご記入ください】 ・被保険者氏名 _____ ・保険会社／共済会社 _____ ・保険種類 _____ ・満期日 (補償の満了する日) _____ ・保険金額、支払限度額(ご契約金額) _____ 万円
Ⅴ. 利用者傷害見舞金制度 (レジャー・サービス施設費用保険)	★ 他の同種の保険契約または共済契約がありますか。 ^(※2)	はい・いいえ	同種の契約がある場合、ご記入ください。 ・会社名 _____ ・保険等の種類 _____ ・満期日 _____ ・支払限度額 _____

(※1)過去に東京海上日動と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。

(※2)他の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。)がある場合には「はい」に○をし、詳細をご記入ください。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

【例1】「Ⅱ. 居宅サービス事業者賠償事故補償制度」と同種の保険契約等とは…

被保険者である事業者の業務遂行に伴い発生した事故に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金や各種費用をお支払いする保険契約、共済契約をいいます。

【例2】「Ⅴ. 利用者傷害見舞金制度」と同種の保険契約等とは…

通所・入所型居宅サービスの利用者が万一ケガを負った場合に見舞金等をお支払いする保険契約、共済契約をいいます。

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や事実をお答えいただかない場合はご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

★が付された事項(告知事項)・☆が付された事項(告知事項かつ通知事項)は、保険種類ごとに異なります。

『Ⅰ、Ⅱ、Ⅳの制度について』

ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は保険金が削減されることまたは、ご加入を解除し保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

『Ⅲ-1、Ⅲ-2、Ⅴの制度について』

ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約の解除によらず保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によっては、ご連絡の有無によらずご契約を解除することがありますのでご注意ください。